



桐

大東文化学園教職員組合
連合機関紙
2024年4月11日発行
第1165号



大東文化学園教職員組合連合

〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505

この号の内容

・学園執行部に要望書を提出



組合HP
e-mail

<https://daito-un.org>
daito-un@boreas.dti.ne.jp

本学園における寄附行為改正に関する要望書を提出

2023年5月に成立した私立学校法の改正に伴い、各私立大学では寄附行為の改正が求められています。教職員組合では、『寄附行為の改正って何だ?』という学習会を3月25日(月)に開催し、私学法の改正のポイント、寄附行為改正の争点について皆で考えました。

また、現在、各学部教授会において事務局長が現行寄附行為改正案の骨子について説明を行っているようです。しかし、今回の寄附行為の改正は本学の今後の行く末に大きな意味を持つものと考え、3月26日(火)に大学組合執行委員会をZoomで開催し、組合として要望すべき点を協議しました。その後、下記の通りの要望書を4月11日(木)に学園執行部に提出致しました。

要求書への回答が届き次第、皆さまにもお知らせいたします。

2024年4月11日

学校法人 大東文化学園
理事長 中込秀樹殿

大東文化大学教職員組合
執行委員長 白井春人

要望書

本学園における寄附行為改正に関わる意見交換会・公開説明会の開催について

2023年5月に成立した私立学校法の改正に伴い、本学でも寄附行為改正に向けての議論が始まっている。2月6日にDBPにて配信された動画にて私学法の改正のポイントと、今後の改正までのスケジュールを説明したことに始まり、4月に入ってからは梅澤事務局長が学部教授会に出向いて、改正のポイントと現在の改正案の骨子を説明する機会を設けている。改正案作成の中心を担っている梅澤事務局長が密室で議論を進めずに、改正の争点を開示し、教職員の意見を聴取する姿勢をもっていることは歓迎すべきことである。

もとより、梅澤事務局長が正しく指摘していたように、今回の寄附行為の改正は本学の今後の行く末に大きな意味をもつものである。私たち教職員組合としても、今次の改正は、今後の労使交渉のあり方に大きく影響を与えるものとして認識しており、労使の建設的な対話がより一層可能となるような改正を強く求めている。そのためにも、より多くの教職員が今次の寄附行為の改正について強い関心と深い認識をもつ状況をつくること、さらには、本学の教職員の多くの意見をできる限り反映して改正を行うことが必要である。

そのために、以下の二点を求める。

1. 本学の寄附行為の改正に関する、本学教職員組合との意見交換会を開催すること。
2. 本学の寄附行為の改正に関する公開説明会を開催すること。その際、できる限り多くの教職員が一堂に会し、またできる限り多くの教職員の疑問点と意見を交換できる形式で実施すること。

本紙は大学組合webサイト <https://daito-un.org> にも掲載しています。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。